

国民健康保険 忘れていませんか？ こんなときは届出を

～届出は14日以内にしましょう～

国民健康保険（国保）に加入している人が、「就職して社会保険の資格を取得した」、「家族の健康保険の被扶養者になって国保の資格がなくなった」、「退職して社会保険の資格がなくなった」場合などは、国保への加入・脱退手続きが必要となります。

加入の届出が遅れると

加入する資格が発生した月までさかのぼって、保険税を納めることとなります。

また、他の保険の資格が消失した時点から届出の日までにかかった医療費は、特別な理由がない限り全額自己負担となります。

脱退の届出が遅れると

国保の資格がなくなったにもかかわらず、届出が遅れ、うっかり国保の保険証を使って診療を受ける人がいます。この場合は、国保から支払われた医療費を後で返していただくこととなります。

社会保険の任意継続について

会社を退職し社会保険の資格がなくなっても、2年間に限り社会保険の任意継続をすることができず。詳しくは、お勤めの会社または、社会保険事務所におたずねください。

問合せは

保険年金課国保医療係
☎2130まで

	こんなとき	もっていくもの
加入国保に入るとき	他の市町村から転入したとき	転出証明書
	他の健康保険などを脱退したとき	健康保険の離脱証明書
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	母子手帳、保険証
	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書
脱国保をするとき	他の市町村へ転出したとき	保険証
	他の健康保険などに加入したとき	国保と健康保険の保険証
	生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書、保険証
	死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証
	外国籍の人が脱退するとき	外国人登録証明書、保険証
その他	退職者医療制度に該当したとき	年金証書、保険証、印かん
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	保険証、印かん
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証、印かん
	保険証をなくしたり、汚して使えなくなったとき	身分を証明するもの、保険証、印かん
	修学のため、子どもが他の市町村に住むとき	在学証明書、保険証、印かん
	長期出張などで別個の保険証が必要なとき	保険証、期間のわかるもの、印かん

ホームヘルパー利用に 対する平成17年3月 終了します

平成12年4月から介護保険制度がスタートして5年が経過しました。

介護保険制度開始前から、ホームヘルパーを利用されていた人、制度開始後ホームヘルパーを利用されている人の中で、一定の所得要件などを満たしている人に対して、利用料の助成制度があります。

この制度は、介護保険制度開始時に、国・市の特別対策として始まったもので、16年度末までの経過措置として導入されたものです。

自己負担が1割になります

今年4月以降の利用料についての助成はなくなり、本来の1割負担になりますので、ご理解をよろしくお願ひします。

なお、障害者ホームヘルプ支援措置を受けられている人については、今年4月以降も当分の間助成制度が継続されることになっています。

問合せは

保険年金課介護保険係
☎2139まで

島地部登録ヘルパー（訪問介護員）募集

島地部でホームヘルパーとして活動して下さる人を募集します。

勤務地：笠岡諸島一円
賃金

○自立支援：時給800円

○介護保険対象

時給1500円

資格・条件：島地部在住でホームヘルパー2級以上の人
募集期限：3月30日(水)

申込み・問合せは

福祉推進課

☎2313まで